

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年5月30日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市加茂4262番1地先
- 3 相手方 （所在）千葉県成田市十余三122番地1
（名称）有限会社 太平洋物流 代表取締役 大木 章吾
- 4 事故の概要 市が管理する市道7034号線の道路用地から斜めに倒れていた樹木に、相手方が運転する運搬車両の後部コンテナ左側面が接触し破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 659,221円
相手方 659,221円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。